

諸外国における女性管理職割合及びその推移

1 諸外国における女性管理職割合

(%)

	A		B	
	民間	公務	民間+公務	
アメリカ	45.5	51.4	45.9	<ul style="list-style-type: none"> 民間部門における主なポジティブ・アクションの取組 (類型) 政府契約締結事業主に計画作成義務付け 自主的な取組
イギリス	28.0	40.0	32.3	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な取組
フランス	31.7	30.0	34.4	<ul style="list-style-type: none"> 事業主に雇用状況報告の作成義務付け 国による財政支援
ドイツ	19.8	28.9	26.9	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な取組
スウェーデン	16.5	51.5	31.5	<ul style="list-style-type: none"> 事業主に計画作成の義務付け
日本	11.3	5.5	10.9	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な取組

※ 小数点以下第2位四捨五入

(注1)

何らかの法的義務が課されている

 連邦政府と一定規模以上の契約を締結する企業等に対し義務付けられている

(注2) 管理職の定義は国により異なる

(資料出所) 各国のデータの年は () 内に示すとおり

U.S. Bureau of Labor Statistics "Employment & Earnings" (2002)

アメリカ A: Women & Equality Unit (2001)

イギリス B: Office for National Statistics (2003)

フランス A: IL0 (2000)

ドイツ B: フランスキリスト教労働者同盟 CFTC (1999)

スウェーデン IL0 (2000)

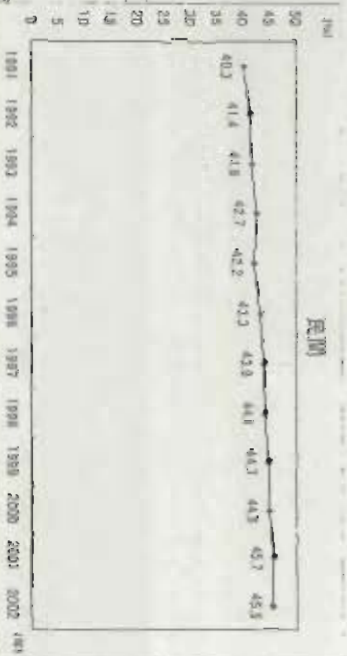
日 A: Women and Men in Sweden(1998)

本 B: IL0 (2000)

総務省「2000年国勢調査」

2 諸外国における女性管理職割合の推移

【アメリカにおける女性管理職割合の推移】



【資料出所】 U.S. Bureau of Labor Statistics "Employment & Earnings"

民間十公務

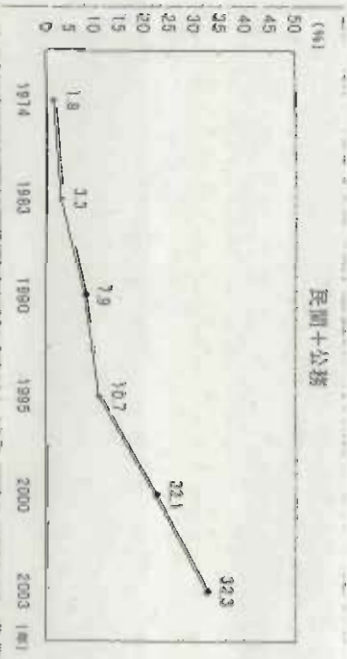


【資料出所】 U.S. Bureau of Labor Statistics "Employment & Earnings"

【アメリカにおけるファミリー・アクト政策】

＜民間＞ 大企業等への進への適用(1967年～)
 ・ベスト・プラクティスの普及・カウンスラー等の活動
 ・平等な雇用機会の実現を促進する措置を講ずることを義務づけ
 (連邦政府(1972年～))

【イギリスにおける女性管理職割合の推移】



【資料出所】 1974～2000: Institute of Management and Personnel Economics
 2003: Office for National Statistics

【イギリスにおけるファミリー・アクト政策】

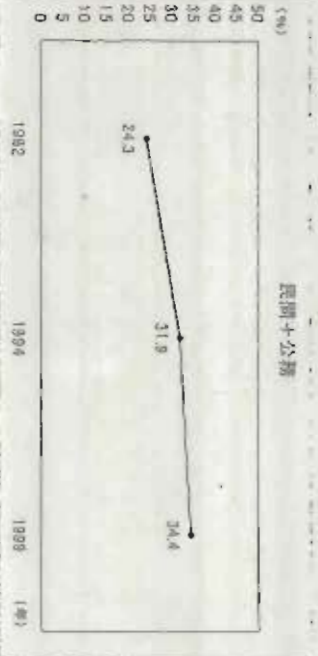
・パブリック等を用いて政府が推進
 ・オボチュニティ・アクト等の活動

【オボチュニティ・アクト企業における女性の管理職割合の推移】

	1994年	1995年	2001年
役員企業数	188	275	350
女性役員	84	105	105
上級管理職	125	175	255
中級管理職	245	285	394
下級管理職	304	425	

【資料出所】 1996年度(オボチュニティ・アクト企業のための民間調査事業)
 (2001年度数:オボチュニティ・アクト2002年レポート)

【フランスにおける女性管理職割合の推移】



【資料出所】 フランスキャリア・開発委員会CETC

【フランスにおけるファミリー・アクト政策】

・民間について、雇用状況報告の作成、提出等の義務付け及び罰による財政支援の規定
 (1983年～)

【ドイツにおける女性管理職割合の推移】

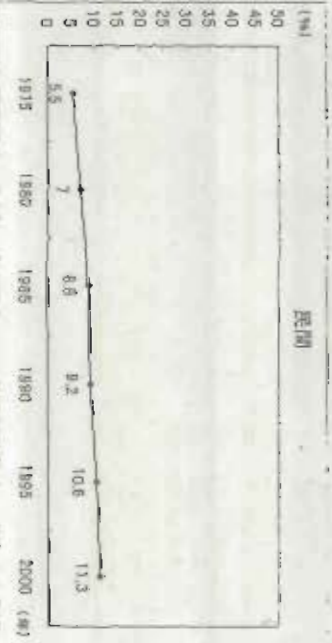


【資料出所】 ILO Yearbook 2001

【ドイツにおけるファミリー・アクト政策】

・民間については、EUIの方針に沿った通知
 ・公務(連邦行政機関等)については女性雇用促進計画の作成・公表の義務化(1994年～)

【日本における女性管理職割合の推移】



【資料出所】 経産省 調査課(抽出調査結果)

【日本におけるファミリー・アクト政策】

・民間・法に基づきファミリー・アクトを講じようとする事業主への相談・援助
 (1999年～)



【資料出所】 経産省 調査課(抽出調査結果)

【日本におけるファミリー・アクト政策】

・女性の活躍促進協議会の設置(2001年～)
 (各府省ごとに女性職員対象の研修の実施、各府省に占める女性割合に関する目標の設定等)(2001年～)